2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　モザンビーク共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　モザンビーク共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	

二

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	補助金については、モザンビーク共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

四

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五

分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第六条）